

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の部岩沼市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

(3) 医療保険被保険者等資格関係情報

別表第 2 市長の部岩沼市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

(3) 医療保険被保険者等資格関係情報

別表第 2 市長の部岩沼市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

(3) 医療保険被保険者等資格関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。